

## 情報提供ガイドラインに対する意見募集結果とその対応方針

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
総論		
頁		
	全般へのコメント	クレジットを事後で調達するケースもあるが、商品・サービスの販売前・販売時に「必要量調達できなかった場合の措置」を明記する必要があるのではないかな。
	全般へのコメント	クレジットが未調達の段階で商品・サービスを販売する場合には、クレジットが取得できなかった場合のリスクを消費者に負担させることを避けるべく、販売計画を超過する数量を販売しないように留意すると同時に、p.33に記載したとおり、クレジットが取得できなかった場合は同一種類のクレジットを調達することで埋め合わせる、それが難しい場合には返金に対応するなど別途措置を講じるといった内容を明記する必要があります。
	第3章 商品使用・サービス利用オフセットの情報提供	
p.25	オフセットする量を明記する	オフセット料金を消費者が負担する場合、消費者が支払った金額の対価を明確にするために、商品・サービス1個当たりのオフセット量を明確にすることが必要であると考えます。オフセット料金を事業者が負担する場合や消費者が明示的に負担しない場合には、必ずしもこの限りではありませんが、商品・サービスの販売数量全体でのオフセット量と併せて対象とする活動に伴う排出総量も明示する、特に販売数量に応じてオフセット総量変動する場合には消費者の誤解を招くような不当表示を行わないよう留意するなど、適切な対応をとる必要があります。なお、これらの場合は、オフセット商品・サービスを提供する事業者の自己活動オフセットの一環ととらえられます。
p.26	オフセットする対象の温室効果ガスの算定方法を明記する 望ましい記載例	独自の排出量算定方法の記載例につきましては、本ガイドライン上では記載しませんが、事例収集に努め、カーボン・オフセットフォーラムのホームページ上で順次情報提供を行っていくこととします。